

令和7年7月3日執行 指名競争入札（会計課所管）に寄せられた質問と回答

件名	令和7年度AED（自動体外式除細動器）賃貸借	
質問日	質問	回答
6月24日 17時19分	仕様書 7 AEDセット 「収納ケース」とありますが、AED本体、予備電極パッド、レスキューキットなどを収納する弊社製のキャリングケースでよろしいでしょうか。	問題ありません。
6月24日 17時19分	仕様書 7 AEDセット 「AEDの設置を示す表示板又はシール」とありますが、弊社製の設置表示ステッカー(18cm角とA4サイズを各1部)でよろしいでしょうか。	問題ありません。
6月24日 17時19分	仕様書 7 保守条件等④ 故障等の場合「機器の交換、修繕等」とありますが、機器の異常が発生した場合は、弊社コールセンターに連絡いただくことで、状況を確認のうえ機器交換を行い、原状復帰します。 機器の修繕・修理ではなく機器の交換を行いますので、弊社対応については、医療機器修理業の許可は不要との認識でよろしいでしょうか。	問題ありません。故障した場合は可及的速やかに機器の交換をしてください。
6月24日 17時19分	仕様書 7 保守条件等⑤ 「保守実施」とありますが、定期消耗品の期限前交換や、使用時の消耗品補充、万一の際の代替機準備、加えてお客様からのご相談やお問合せに対応できるコールセンター（24時間365日）があり、機器の異常が発	問題ありません。仕様書 7 保守条件等⑤にありますとおり、定期消耗品の交換など保守実施後、定期交換の未実施施設がないか確認するため、任意様式で当町会計課へ報告してください。

	<p>生した場合は、弊社コールセンターに連絡いただくことで、状況を確認の上、機器交換等を行い、必要に応じて弊社担当者に対応し、原状復帰する認識でよろしいでしょうか。</p>	
<p>6月24日 17時19分</p>	<p>平成21年4月16日厚生労働省通知「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について」で求められるのは、①ステータスインジケータのチェック、②パッドの使用期限チェック、③バッテリー残量のチェックであり、応札予定のAEDはセルフテストで十分に対応していますので人員による定期的な点検は不要の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書記載内容の保守が適切に実施される場合は人員による定期的な点検は不要です。ただし、機器が故障した場合は可及的速やかに対応してください。</p>